

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	25	年度
事業番号	780	事業名	竹林整備事業			
担当課	産業観光課	担当係	林業水産係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	5	地域の個性を活かした魅力と活力のあるまちづくり	連絡先	76-0208	
	施策体系	1	農林水産業の振興	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	農地の荒廃防止と有効活用を図る				
予算区分	款	5	農林水産業費	事業実施主体	■八頭町 □その他	
	項	2	林業費			
	目	2	林業振興費	計画期間	開始	H20
	事業	780	竹林整備事業		終了	H29

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 竹林所有者。					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 竹林所有者のタケノコ生産意欲の向上、美しい景観を維持する意識の向上を図る。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 手入れの行き届いていない放置竹林を適正な成立本数に整備することで、タケノコ生産量の増加、景観美化を目標とする。 【整備面積目標】H25:6ha					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 竹林所有者(事業実施要望者)が事業実施者(業者)を事業実施に係る契約を締結したうえで、町に補助金申請を行う。それを受け町が県に補助金交付申請を行い、交付決定後、事業実施(竹の間伐、竹のチップ化、林内作業道の開設等)となる。事業終了後、町が現地検査(間伐本数の確認、作業道の幅員・延長の確認)を行い、適正に業務が実施されたことを確認し、補助金の支払いを行う。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 事業を実施することによって、タケノコ生産活動の活性化、タケノコ加工施設の有効活用、さらには竹林所有者(生産者)の経済力の向上。また、事業実施後も竹林を放置することなく、適正な維持管理を継続し、多年にわたり産業として発展する。					
根拠法令等	4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	八頭町農林水産業間接補助事業補助金交付要綱

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし		
	A	ha	竹の間伐面積		
	B	m	林内作業道の延長		
	C				
	D				
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし		
	A				
	B				
	C				
	D				

4 コスト

区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	27年度
			実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標
活動指標	A	ha	4	10	4	6	6	5	5
	B	m		1,000	437	1,000	1,828	600	600
	C								
	D								
成果指標	A								
	B								
	C								
	D								
トータルコスト		千円	18,627	47,845	16,166	26,327	26,037	27,800	27,800
担当職員数		人	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
職員人件費		千円	820	820	820	800	800	800	800
事業費		千円	17,807	47,025	15,346	25,527	25,237	27,000	27,000
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	15,054	42,075	13,730	21,496	21,252	24,000	24,000
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
一般財源(単町費)		千円	2,753	4,950	1,616	4,031	3,985	3,000	3,000

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 25 年度

実施活動内容・ 成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)
	5.84haを間伐、1,827.5mの竹林内作業道を整備。
	成果(具体的に)
	竹林所有者のタケノコ生産意欲の向上。作業道整備により、タケノコ収穫コストの削減。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	13	20	①必要性が高い	事業の本来の目的は、タケノコ生産促進、竹林の景観向上であるが、竹林所有者の中には、竹林自体が不要なため事業を実施したいとの意識を持った方が大勢いる。本来の目的を果たすため、ニーズの目的を明確にする必要がある。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	13	20	①町が行わないといけない	鳥取県の森林環境保全税が財源であり、間接補助事業であるため、町が事務処理することが適当と考えるが、県直接事業となれば、町の負担が軽減される。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	7	20	①効率的である	竹林の地形により、作業道が延長されたり、幅員が広がったりと当初の事業計画から大きく変更する場合が多数あるため、その都度、県へ変更承認申請をする必要がある。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	7	20	①緊急性が高い	竹林所有者のタケノコ生産、景観向上の意識レベルを明確にしたうえで緊急性を見極める余地がある。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	事業実施に際し、義務付けられている事業終了年度の次年度から5ヶ年間の整備作業を意欲的に実施している方、怠っている方がある。意識の低い方には指導が必要である。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
3	1、拡充する	80点以上	53	県の要綱に沿って実施している事業であるが、事業の目的である『タケノコ生産促進』『景観向上』が必ずしも達成できているとは言えないため。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	3	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
3	1、拡充する	手入れの行われていない放置竹林を適正な成立本数に整備することで、タケノコ生産量の増加、景観美化を目的として行われているが、竹林自体が不要なため事業を実施したいとの間違った意識を持った方もあります。今後は、竹林所有者の美しい景観を維持する意識の向上を図り、タケノコ生産活動の活性化、経済力の向上を目指し、産業として発展されるよう努力されたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 竹林所有者の意識確認。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 事業実施前に所有者の意識、事業計画の確認。